

令和5年9月改訂

障がい者の 福祉ガイド



白岡市福祉事務所



目次

第1章 障害者手帳の取得	1
1 身体障害者手帳	1
2 療育手帳	1
3 精神障害者保健福祉手帳	1
第2章 医療費の助成	2
1 重度心身障害者医療費支給制度	2
2 自立支援医療の給付	2
3 ひとり親家庭等医療費支給制度	3
4 指定難病に係る医療給付制度	3
5 小児慢性特定疾病医療費助成制度	3
第3章 日常生活の改善	5
1 補装具費の助成	5
2 介護保険による福祉用具の貸与・購入	5
3 緊急時通報装置の設置	5
4 はいかい者家族等支援探索サービス	5
5 介護保険による居宅介護住宅改修	6
6 身体障害のかたのための運転免許の無料運転教習	6
7 埼玉県運転免許センター適性相談室	6
8 自動車改造費用の助成	6
9 紙おむつの給付	7
10 点訳サービス	7
11 音訳物配布サービス	7
12 NET118（海上における事件・事故の緊急通報）、NET119	7
13 ファックス119	8
14 配食サービス	8
15 障害児（者）生活サポート事業	8
16 心身障がい者（児）歯科診療	8
17 ふれあい収集	9
第4章 社会活動の参加促進	10
1 福祉タクシー利用料の助成	10
2 自動車燃料費の助成	10
3 福祉車両の貸出しサービス	10
4 駐車禁止適用除外	11
5 郵便等による不在者投票制度	11
6 身体障害者相談員・知的障害者相談員	12
7 精神障がい者生活セミナー『ふれあい』	12
第5章 公共料金の割引	13
1 運賃の割引	13
2 有料道路通行料金の割引	14
3 NHK放送受信料の減免	14
4 ふれあい案内（NTT104番無料案内）	15
5 携帯電話基本使用料の割引	15
6 市内公共施設使用料の減免	15
第6章 障害者総合支援法	17
自立支援給付	18
◎介護給付	18
1 居宅介護	18
2 重度訪問介護	18
3 行動援護	18

4	短期入所	18
5	重度障害者等包括支援	18
6	同行援護	18
7	療養介護	19
8	生活介護	19
9	施設入所支援	19
	◎訓練等給付	19
1	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	19
2	就労移行支援	19
3	就労継続支援（A型＝雇成型・B型＝非雇成型）	19
4	就労定着支援	20
5	共同生活援助（グループホーム）	20
6	自立生活援助	20
	◎計画相談支援	20
	◎地域相談支援	21
1	地域移行支援	21
2	地域定着支援	21
	地域生活支援事業	22
1	相談支援	22
2	基幹相談支援センター（愛称：トロンコ）	22
3	地域生活支援拠点（愛称：オリバー）	23
4	コミュニケーションの支援	23
5	日常生活用具の給付・貸与	23
6	移動支援	24
7	地域活動支援センター	24
8	その他のサービス	25
	第7章 児童福祉法による障害児通所支援	27
	◎通所支援	27
1	児童発達支援	27
2	医療型児童発達支援	27
3	居宅訪問型児童発達支援	27
4	放課後等デイサービス	27
5	保育所等訪問支援	28
	◎障害児相談支援	28
	第8章 税の控除・減免	29
1	所得税の障害者控除	29
2	住民税の障害者控除	29
3	相続税の障害者控除	30
4	自動車関係税の減免	30
	第9章 経済的援助	32
1	特別児童扶養手当	32
2	特別障害者手当等	32
3	在宅重度心身障害者手当	33
4	心身障害者扶養共済制度	33
5	児童扶養手当	33
6	障害年金	34
7	診断書料助成	35
	第10章 資料編	36
1	関係機関（官公庁）	36
2	障がい者福祉関係機関	37
3	障がい者に関するマーク	42
4	ヘルプカード	44
5	～安心安全メールの登録方法～	45

第1章 障害者手帳の取得

福祉サービスを受ける際に、次の手帳を所持していることが条件となる場合があります。手帳の取得については、福祉課へご相談ください。

1 身体障害者手帳

対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのあるかた

内容 障がいの程度によって等級が区分され、その障がいの部位や等級で、さまざまな福祉サービスを受けることができます。

2 療育手帳

対象者 児童相談所や知的障害者更生相談所で知的障害者と判定されたかた

内容 障がいの程度によって等級が区分され、その障がいの等級で、さまざまな福祉サービスを受けることができます。

3 精神障害者保健福祉手帳

対象者 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、発達障害、高次脳機能障害その他の精神疾患を有するかたで、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があるかた

内容 障がいの程度によって等級が区分され、その障がいの等級で、さまざまな福祉サービスを受けることができます。

注意点 2年ごとに更新手続が必要となります。更新手続は、有効期限の3か月前から行うことができます。

第2章 医療費の助成

1 重度心身障害者医療費支給制度

対象者

次の項目のいずれかに該当するかた

- ① 1級～3級の身体障害者手帳をお持ちのかた
- ② ①～Bまでの療育手帳をお持ちのかた
- ③ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた（精神病床入院分を除く。）
- ④ 65歳以上のかたのうち、埼玉県後期高齢者医療広域連合又は市長の障害認定を受けられたかた※

※ 後期高齢者医療の障害認定とは

次の項目のいずれかに該当する65歳～74歳のかたは、任意で加入できます。

- ・ 1級～3級、4級の一部の身体障害者手帳をお持ちのかた
- ・ ①・Aの療育手帳をお持ちのかた
- ・ 1級・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

問合せ 白岡市保険年金課

※ 平成27年1月1日以降に上記①～④に該当する手帳を初めて取得した年齢が65歳以上の場合は対象外です。既に受給しているかたについては年齢に関わらず引き続き対象となります。

※ 本人所得が所得制限基準額を超えた場合、翌年1年間は対象外です。

内容

病院、歯科医院、調剤薬局などで健康保険証を使用して受診した場合に、自己負担分（高額療養費、附加給付分を除く。）を助成します。

2 自立支援医療の給付

1割の自己負担で、次の(1)～(3)の医療を利用することができます。また、負担が重くなり過ぎないように、世帯の収入に応じて負担上限額が設けられています。

医療機関に行く前に、必ず事前にご相談ください。

(1) 更生医療

対象者

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちのかた

内容

障がいの軽減や、機能を回復することができるような医療を国や県の指定する医療機関で受けられます（血液透析療法、関節形成手術、心臓手術など）。

(2) 育成医療

対象者 18歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしやく機能又は内臓機能などの障がいのある児童

内 容 指定医療機関で、必要な治療が受けられます。

(3) 精神通院医療

対象者 統合失調症、そううつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物依存症などの精神障害のあるかた

内 容 指定医療機関で、通院による必要な治療が受けられます。ただし、入院は対象となりません。

3 ひとり親家庭等医療費支給制度

対象者 ひとり親家庭（母子・父子家庭、親に代わって子どもを育てている養育者家庭、父又は母に一定の障がいのある家庭）等の18歳年度末までの児童とその母（父）又は養育者（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）

内 容 助成の対象になるのは医科、歯科、調剤薬局でかかった医療費のうち保険が適用されるもの（保険診療分）です。加入されている健康保険組合等から、高額療養費や附加給付金などが支給される場合は、その分を除いた額を助成します。

なお、ひとり親家庭等医療費制度については、所得制限及び自己負担金があります。

問合せ 白岡市こども保育課

4 指定難病に係る医療給付制度

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といいます。

指定難病は、治療が極めて困難であり、その医療費も高額に及ぶため、患者さんの医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしているかたに指定難病の治療に係る医療費の一部を助成しています。

指定難病に係る医療給付を受けるには、支給認定の申請を行い、埼玉県から認定される必要があります。

問合せ 埼玉県幸手保健所 TEL：0480-42-1101

5 小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小

児慢性特定疾病) の医療にかかる費用の一部を県が助成し、児童等のご家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。

問合せ 埼玉県幸手保健所 TEL : 0480-42-1101

第3章 日常生活の改善

1 補装具費の助成

(障害者総合支援法に基づく購入、修理、借受けの費用の助成)

対象者 身体障害者手帳をお持ちのかた、障害者総合支援法施行令に規定された「難病等」に該当するかた

内 容 日常生活を容易にするため次のような補装具の購入、修理、借受けの費用の助成を行っています。

視覚障害者用	視覚障害者安全つえ、義眼など
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	車いす、義足、歩行器など

- * 1割の自己負担が発生します。なお、市町村民税が非課税の世帯のかたについては、自己負担は発生しません。また、補装具ごとに助成額の上限が設けられています。
- * 介護保険や医療保険によるサービスが受けられるかたについては、介護保険などからの給付が優先となります。

2 介護保険による福祉用具の貸与・購入

対象者 介護保険の被保険者で要介護・要支援認定を受けられたかた

内 容 車いす、特殊ベッドなどの福祉用具の貸し出しや、ポータブルトイレ、特殊尿器など介護保険で決められた福祉用具の購入にかかる費用の支給が受けられます。

問合せ 白岡市高齢介護課

3 緊急時通報装置の設置

対象者 1人暮らしで、1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちのかた

内 容 1人暮らしでも安心して生活するために、万一の際、簡単な操作で消防署へ通報し救急車の手配等ができる装置を設置します。
なお、回線・配線使用料は自己負担です。

4 はいかい者家族等支援探索サービス

対象者 知的障害者又は精神障害者で、はいかい行動のあるかた

内 容 はいかい行動のあるかたの居場所を探索できる機械を貸与します。
なお、基本料金と位置情報提供料は自己負担です。

5 介護保険による居宅介護住宅改修

- 対象者** 介護保険の被保険者で要介護・要支援認定を受けられたかた
- 内 容** 手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え等改修工事が対象となります。住宅改修費の支給限度基準額は20万円で、その1割～3割が自己負担です。また、20万円を超えた分については、全額自己負担となります。
- 問合せ** 白岡市高齢介護課

6 身体障害のかたのための運転免許の無料運転教習

- 対象者** 身体障害者手帳をお持ちのかたが自動車運転免許を取得して就職をしようとする場合で、規定の要件を満たすかた
- 内 容** 「身体障害者運転能力開発訓練センター：通称 東園（あずまえん）」において、所定の教習料金が無料で運転教習を受けられます。
なお、検定料など約3万5千円程度の自己負担が発生します。
- 問合せ** 身体障害者運転能力開発訓練センター
〒352-0023 新座市堀ノ内2-1-46
TEL：048-481-2711（年中無休）
FAX：048-481-6578
ホームページ：<http://www.azumaen.or.jp>

7 埼玉県運転免許センター適性相談室

- 対象者** 病気等のため自動車等の運転に不安があるかた
- 内 容** 認知症、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、そううつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害等により、運転に不安があるかたの相談窓口を設置しています。
- 問合せ** 埼玉県運転免許センター 1階適性相談室
TEL：048-543-2001（音声ガイダンスの4番）
FAX：048-543-7727

8 自動車改造費用の助成

- 対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、就労、就学に伴い自ら所有し運転する自動車の一部を改造する必要のあるかた。ただし、本人の所得により、対象者が制限されます。
- 内 容** 10万円を限度に助成しますので、必ず事前にご相談ください。

9 紙おむつの給付

対象者 身体、知的又は精神に障がいがあり、紙おむつを必要とするかた

内 容 1か月当たり40枚～200枚程度(4,430円分)の紙おむつを支給します。

- * 介護保険の要介護認定を受けているかたは、高齢介護課が申請の窓口になります
- * 1割の自己負担が発生します。ただし、生活保護受給世帯のかたは申請により免除となります。

10 点訳サービス

対象者 視覚障がいのあるかた

内 容 電車の時刻表やごみ収集に関するルールや日程表などの点訳をします。また、ご希望に合わせたものを点訳することができます。

申込先 白岡市社会福祉協議会 (はびすしらおか内) TEL: 0480-92-1746

11 音訳物配布サービス

対象者 視覚障害のあるかた、細かい字が読みづらいかた

内 容 広報しらおか、議会だより、社協だより等の音訳物を作成し、ご家庭にお送りします。

申込先 白岡市社会福祉協議会 (はびすしらおか内) TEL: 0480-92-1746

12 NET118 (海上における事件・事故の緊急通報)、NET119

対象者 聴覚障がいや言語・発声に障がいのあるかた

内 容 音声通報が困難なかたが、携帯電話やスマートフォンのWeb (インターネット) 機能を使って、簡単な画面操作で118番、119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。あらかじめ登録が必要です (登録・通報時はパケット料金がかかります。)。携帯電話のGPSをとらえ通報者の位置を確認できます。チャット形式で状況を確認でき、迅速な対応が可能です。

問合せ (NET118)

海上保安庁警備救難部 管理課 (受付は平日午前9時～午後6時)

TEL・FAX: 03-3591-6361 (内線5160・5161)

E-mail: jcg-net118@milt.go.jp、登録用E-mail: entry@net118.jp

問合せ（NET119）

埼玉東部消防組合消防局（白岡消防署）

* 申込用紙は、福祉課窓口でも配布しています。

13 ファックス119

対象者 埼玉東部消防組合管内に居住・通勤・通学をしている聴覚・言語機能障がい等で電話による119番通報が困難なかた

内 容 音声による119番通報が困難な場合に利用できる通報システムです。
ファックスから「119」を押せば、送信することができ緊急通報を行えるものです。

問合せ 埼玉東部消防組合消防局（白岡消防署）

* 専用のファックス用紙は、福祉課窓口でも配布しています。

14 配食サービス

対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者のみの世帯、又は日中・夜間に家族がいない世帯で調理が困難なかた

内 容 1週間に2回、夕食を宅配します。
なお、1食当たり300円の自己負担が発生します。

15 障害児（者）生活サポート事業

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた、又は手帳をお持ちでないかたで医師により発達に障がいがあると診断されたかた等

内 容 障がい児・者の生活に合わせ、登録された民間のサービス団体が、一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援助等の介護サービスを行います。
なお、所得に応じて自己負担が発生します。

16 心身障がい者（児）歯科診療

対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかた、又は手帳をお持ちでないかたのうち同様の障がいがあり、地域の歯科医院では診療が困難なかた

内 容 通院ができるかたの場合は県立施設障害者歯科診療所（専門診療所）で、通院が困難なかたの場合は歯科医の訪問により、診療を受けられます。

17 ふれあい収集

対象者 次の項目のいずれかに該当するかたのうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、身近な人などの協力を得ることができないかた

- ① 65歳以上の1人暮らしのかた
- ② 障がいのあるかたのみの世帯のかた
- ③ 要介護認定を受けているかたのみの世帯のかた

内 容 ご高齢のかたや、障がい等のあるかたで、自らがごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難なかたを対象に、ごみを戸別収集するものです。

なお、ごみが出されていない場合は、声掛け（安否確認）を行い、応答がないときは、利用者のかたがあらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

問合せ・申請 蓮田白岡衛生組合 TEL：0480-92-8839
白岡市環境課

第4章 社会活動の参加促進

1 福祉タクシー利用料の助成

- 対象者** 次の項目のいずれかに該当するかた
- ① 1級～3級の身体障害者手帳をお持ちのかた
 - ② ④～Bの療育手帳をお持ちのかた
 - ③ 1級・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

- 内 容** タクシーに乗車する際に、利用券を使用すると基本料金（初乗料金）が割引されます。また、乗車料金が初乗車料金の2倍以上となる場合、利用券は2枚まで使用できます。
- * 利用できるタクシーは、埼玉県または市が協定を締結したタクシー会社及び個人タクシーとなります。
 - * 施設入所中のかたは、交付の対象外となります。

2 自動車燃料費の助成

- 対象者** 次の項目のいずれかに該当するかたで市内在住
- ① 1級～3級の身体障害者手帳をお持ちのかた
 - ② ④～Bの療育手帳をお持ちのかた
 - ③ 1級・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

- 内 容** 自動車の燃料を給油する際、利用券を使用すると、当該年度4月1日現在の埼玉県内のタクシー基本料金（初乗料金）と同金額が割引されます。
- * 利用できる給油所は、市内の指定された給油所のみとなります。
 - * 施設入所中のかたは、交付の対象外となります。

1の「福祉タクシー利用料の助成」と2の「自動車燃料費の助成」は、どちらか一方の選択となります。また、施設に入所されているかたは対象外となります。

3 福祉車両の貸出しサービス

- 対象者** 日常的に車いすを使用するかたが、外出する場合

- 内 容** 車いすごと乗車できる車両の貸出しを行います。

- 申込先** 白岡市社会福祉協議会（はびすしらおか内）TEL：0480-92-1746

4 駐車禁止適用除外

- 対象者** 次の項目のいずれかに該当するかた
- ① 身体障害者手帳をお持ちのかたで歩行が困難と認められるかた
 - ② ④・Aの療育手帳をお持ちのかた
 - ③ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
 - ④ 難病対策要綱に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患である色素性乾皮症のかた

内容 標章を掲出している場合は、駐車禁止区域内（法定禁止区域を除く。）においても、他の交通の妨げにならないければ、駐車することができます。ただし、埼玉県以外では使用できない場合があります。

問合せ 久喜警察署 TEL：0480-24-0110

5 郵便等による不在者投票制度

対象者 下記のいずれかに該当するかた

お持ちの手帳の種類	障がいの部位・等級など	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
	障がいが上記の障がいの程度に該当することについて、知事等が書面により証明したかた	
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症
	障がいが上記の障がいの程度に該当することについて、知事が書面により証明したかた	
介護保険の被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

内容 身体に重度の障がいのあるかたなど、一定の条件に該当するかたが自宅などで投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により投票を行うことができます。

また、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができないかたとして定められた障がいのあるかたは、あらかじめ白岡市選挙管理委員会に届け出た代理人に投票に関する記載をしてもらう代理記載制度があります。

注意点 この制度を利用するには、「郵便投票証明書」が必要です。この証明書の交付申請は、選挙の有無にかかわらずいつでも受付を行っており、代理のかたが行うこともできますが、手続には日数を要しますので、早めにご相談ください。

なお、証明書をお持ちのかたが投票される場合の投票用紙等の請求は、投票日の4日前までとなっておりますのでご注意ください。

問合せ 白岡市選挙管理委員会

6 身体障害者相談員・知的障害者相談員

内容 身体障害者相談員・知的障害者相談員は、障がいのあるかたの福祉の増進を図るため様々な活動を行います。障がいのあるかた本人又はその家族のかたなどからの相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに行政機関等とのパイプ役として活動しています。

福祉関係などでわからない事がありましたら、身体障害者相談員・知的障害者相談員にお気軽にご相談ください。

問合せ 白岡市福祉課

7 精神障がい者生活セミナー『ふれあい』

対象者 精神に障がいがあるかた

内容 白岡市や近隣に住む精神に障がいがあるかたの集いの場です。「仲間とともに自分らしく生活していこう！」を目標に、情報交換をしたり、気持ちを分かち合ったりしています。また、軽スポーツを楽しんだり、障がい者の福祉制度や食生活などの生活に必要な知識を学んだりすることもあります。

日時 毎月第4火曜日 13:30～15:00

※ 事前申込は不要ですので、当日お気軽にお越しください。なお、祝日の場合は別の日に変更になりますので、事前にご確認ください。

場所 白岡市保健福祉総合センター（はびすしらおか）会議室6・7

問合せ 白岡市福祉課

第5章 公共料金の割引

1 運賃の割引

(1) JR（鉄道・バス）運賃の割引

身体障害者及び知的障害者のかたは、次の割引が適用となります。
 なお、私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。

対象者	対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	回数乗車券はJR線区間単独の販売となります。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く。)	50%	小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合

問合せ 各JR窓口
 ホームページ <https://www.jreast.co.jp/equipment/waribiki/>

(2) バス運賃の割引

- 対象者** 次のいずれかに該当するかた
- ① 身体障害者手帳をお持ちのかた
 - ② 戦傷病者手帳をお持ちのかた
 - ③ 療育手帳をお持ちのかた
 - ④ 施設入所者（児）
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

内容 ①～④の対象者については、埼玉県内を発着するバス料金の5割引（定期券は3割引）。手帳に顔写真が貼られている必要があります。

⑤の対象者については、下記の事業者で割引を実施しています。

(株)協同観光バス	イーグルバス(株)	丸建自動車(株)
(株)ライフバス	東武バスウエスト(株)	西武バス(株)
国際興業グループ(株)	秩父鉄道観光バス(株)	茨城急行自動車(株)
川越観光自動車(株)	朝日自動車(株)	大和観光自動車(株)
西武観光バス(株)	国際十王交通(株)	メーター交通(株)
東武バスセントラル	(株)マイスカイ交通(株)	(株)ジャパントローズ
(株)グローバル交通		(順不同)

問合せ 各バス会社

(3) 国内航空運賃の割引

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの満12歳以上のかた及びその介護者*1名
* 介護者とは、航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、割引運賃の対象となる障がい者と同時に同一区間を利用するものをいいます。

内 容 運賃の割引を受けられます。

問合せ 各航空会社

(4) タクシー料金の割引

対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかた

内 容 タクシー料金の10%の割引を受けられます。
なお、福祉タクシーの利用券を使用した場合も、利用券を超える金額については、10%の割引が受けられます。

問合せ 各タクシー会社

2 有料道路通行料金の割引

対象者 次のいずれかに該当するかた
① 身体障害者手帳をお持ちのかたが自ら運転される場合
② 重度の身体障害者及び重度の知的障害者（第1種の身体障害者手帳及び第1種の療育手帳をお持ちのかた）を継続して日常的に介護しているかたが運転される場合
* 法人所有や営業用の自動車等は、割引の対象外となります。

内 容 料金の50%の割引が受けられます。

3 NHK放送受信料の減免

対象者 次のいずれかに該当するかた
① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたがいる世帯で、市町村民税非課税世帯である場合
② 世帯主が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの場合
③ 世帯主が1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの場合
④ 世帯主が㉠・Aの療育手帳をお持ちの場合
⑤ 世帯主が1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合

内 容 ①に該当されるかたは全額の免除、②～⑤に該当されるかたが受信契約者の場合は半額の免除が受けられます。

4 ふれあい案内（NTT104番無料案内）

- 対象者** 電話帳の利用が困難な障がい者
- 内 容** 電話番号案内が無料で利用できます。
- 問合せ** ふれあい案内事務局 フリーダイヤル：0120-104174

5 携帯電話基本使用料の割引

- 内 容** 障がい者に対する基本使用料などの割引サービスがあります。
- 問合せ** 各携帯電話会社

6 市内公共施設使用料の減免

- 内 容** 障害者手帳をお持ちのかたが手帳を提示することで、公共施設を利用する際の使用料の減免を受けることができます。

施設名	所在地	電話(上段) FAX(下段)	貸出場所など	減免内容
生涯学習センター (こもれびの森)	千駄野432	92-1111 91-3626	集会室、音楽・軽スポーツ室、 会議室、創作室、音楽スタジオ	半額減額
中央公民館	小久喜1227-1	92-6000 93-2442	講堂、研修室、和室、茶室、集 会室、講習室、視聴覚室、体育 室(卓球)など	半額減額
総合運動公園	千駄野345	93-3426 93-3429	陸上競技場、野球場、テニスコ ートなど	半額減額
勤労者体育センタ ー	新白岡3-200 -2	93-2828 93-2828	アリーナ、ミーティングルーム兼 軽体育室	半額減額
市民テニスコート	新白岡3-200 -2	93-2828 93-2828	テニスコート	半額減額
B&G 海洋センタ ー	千駄野371-3	90-1590 93-7095	室内温水プール	無料(介助が必要な場 合は、介助者1名含む。)
コミュニティセンタ ー	白岡857-6	92-4760 93-6664	集会室、和室のみ (舞台ホールなどは対象外)	半額減額 (市内の福祉関係団体)
保健福祉総合セ ンター(はびすしらおか)	千駄野445	92-1111 92-1581	会議室、調理実習室・食事室	半額減額 (市内の福祉関係団体)
白岡駅東口 自転車駐車場	小久喜1109- 15	92-5480 なし	施設窓口	無料 (定期利用者が対象)

注意点

- ① B & G海洋センターで減免を受ける場合には、事前に障害者手帳を提示の上、「利用許可証」の交付を受ける必要があります。
- ② コミュニティセンター及び保健福祉総合センターには、個人利用での減免制度はありません。

問合せ

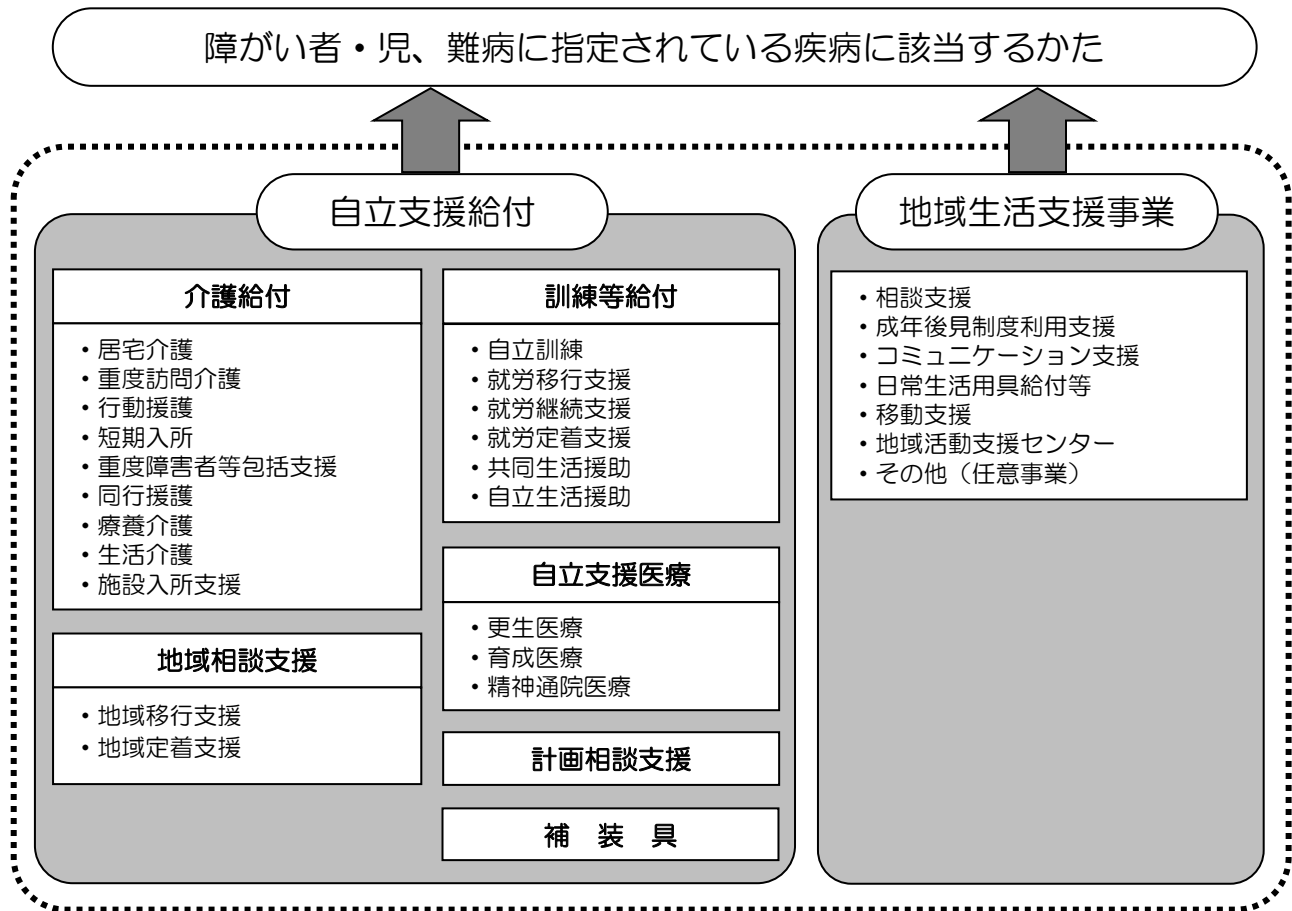
各施設

第6章 障害者総合支援法

ホームヘルプなどの居宅で受けるサービスや、グループホーム、施設入所などの施設で受けるサービスを利用するための法律です。身体、知的、精神の障がい種別にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう共通のサービスが提供されます。

また、難病に指定されている疾病に該当するかについても対象となります。特定疾患限度額認定証、又は疾病が確認できる診断書を基にサービスを受給することができます。

各種サービスの内容については、17 ページから 26 ページをご参照ください。



問合せ・申請 白岡市福祉課

* サービスの支給決定に当たっては、障がい者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する客観的評価等を確認し、その上でサービスの必要性を総合的に判定するため、お時間がかかりますので、ご了承ください。

自立支援給付

◎介護給付

1 居宅介護

事業所一覧は 40 ページ参照

対象者 自宅で介護が必要なかた

内容 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

2 重度訪問介護

事業所一覧は 40 ページ参照

対象者 重度の肢体不自由者で常に介護が必要なかた等

内容 自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

3 行動援護

事業所一覧は 40 ページ参照

対象者 知的障害や精神障害により行動上の障がいのあるかた等

内容 外出時に危険を回避するために必要な支援を行います。

4 短期入所

事業所一覧は 37 ページ参照

対象者 短期間、自宅に介護者がいないかた等

内容 自宅で介護する人か病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

5 重度障害者等包括支援

対象者 寝たきり状態などの介護の必要性が高いかた

内容 居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

6 同行援護

事業所一覧は 40 ページ参照

対象者 視覚障害により移動に著しい困難を有するかた

内容 外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出に必要な援助等を行います。

7 療養介護

対象者 長期の入院による医療ケアと常時介護を必要とするかた等

内容 医療機関で、機能訓練、療養上の看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

8 生活介護

事業所一覧は37ページ参照

対象者 常に介護が必要なかた等

内容 昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

9 施設入所支援

事業所一覧は37ページ参照

対象者 夜間において介護が必要なかた、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難なかた等

内容 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

◎訓練等給付

1 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

対象者 地域生活を営むために必要な訓練を希望するかた等

内容 自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 就労移行支援

対象者 一般企業への就労を希望するかた等

内容 一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

3 就労継続支援（A型＝雇用型・B型＝非雇用型）

対象者 一般企業での就労が困難なかた等

事業所一覧は37ページ参照

内容 働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

4 就労定着支援

対象者 就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、環境変化により生活面の課題が生じているかた

内容 相談、企業や関係機関等との連絡調整、指導・助言等の支援を行います。

5 共同生活援助（グループホーム）

事業所一覧は39ページ参照

対象者 地域での共同生活を希望するかた

内容 地域で共同生活を行うかたに、住居で相談や日常生活上の援助を行います。

6 自立生活援助

対象者 障害者支援施設やグループホーム等から退所して一人暮らしをするかた

内容 一定期間定期的に居宅を訪問し、日常生活状況や体調、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談等に、訪問、電話、メール等による対応も行います。

◎計画相談支援

事業所一覧は39ページ参照

対象者 障害福祉サービスの申請、変更の申請又は地域相談支援の申請をするかた

内容 障害福祉サービス（行動援護、同行援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の利用申請に際し、障がいのあるかたの総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどを作成する「サービス等利用計画」を作成します。また、定期的にサービス利用者の状態や生活状況等を確認するモニタリングを行います。

◎地域相談支援

1 地域移行支援

事業所一覧は39ページ参照

対象者 福祉施設に入所しているかた及び精神科病院に入院しているかた

内容 住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

2 地域定着支援

事業所一覧は39ページ参照

対象者 地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制を必要とするかた

内容 居宅において単身等で生活するかたに対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

自立支援給付の自己負担額については、所得等に応じた負担上限月額が設けられています。

地域生活支援事業

1 相談支援

内 容 障がいのあるかた、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供などを行います。

相談先 ◎埼玉北障害者生活支援センター

- ① たいよう（知的障害・身体障害）
所在地：白岡市新白岡7丁目14-14
TEL：0480-48-7731
- ② ふれんだむ（精神障害）
所在地：宮代町中央2-207
TEL：0480-36-2600
- ③ ひらの（知的障害）
所在地：幸手市平野920
TEL：0480-48-2113

* 名称のあとのカッコ内は、主に相談対応する障がい区分です。

◎埼玉北障害者就業・生活支援センター

久喜市障がい者就労支援センター（就労・生活相談）

所在地：久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜2階

TEL：0480-21-3400

2 基幹相談支援センター（愛称：トロンコ）

内 容 障がいのあるかたやその支援者（家族や障害福祉サービス提供事業所など）からの相談に専門員が応じ、必要な情報提供や関係機関への紹介、調整などを行います。また、障がい者福祉に係わる人材の育成や地域自立支援協議会の運営等、支援のネットワーク構築にも取り組みます。

所在地：白岡市千駄野445 はびすしらおか1階

TEL：0480-48-5047

E-mail：toronko.jiritsu@minuma-hukushi.com

3 地域生活支援拠点（愛称：オリバ）

内 容 障がいのあるかたや難病患者の高齢化・重度化及び「親亡き後」の生活の安心を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備及び地域の複数の事業所が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障がいのあるかたなどの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備に取り組みます。

所在地：白岡市千駄野445 はびすしらおか1階

TEL：0480-48-7285

E-mail：oliva.kyoten@sirius.ocn.ne.jp

4 コミュニケーションの支援

(1) 手話通訳者の派遣

対象者 聴覚に障がいのあるかた

内 容 医療機関の受診や公的機関の手続等に手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者の派遣を行います。

(2) 要約筆記者の派遣

対象者 聴覚に障がいのあるかた

内 容 会議などの内容の要約筆記を必要とする場合に、要約筆記者の派遣を行います。

5 日常生活用具の給付・貸与

対象者 在宅の障がい者（児）、難病患者等

内 容 日常生活を容易にするため、その障がいの等級や状況に応じてストーマ装具、特殊ベッド、特殊マット、入浴補助用具などを給付又は貸与します。

注意点

- ① 品目ごとに給付の条件が異なりますので、事前にご相談ください。
- ② 1割の自己負担が発生します。なお、市町村民税が非課税の世帯のかたについては、自己負担は発生しません。また、用具ごとに助成額の上限が設けられています。
- ③ 介護保険によるサービスが受けられるかたについては、介護保険からの給付が優先となります。

6 移動支援

事業所一覧は40ページ参照

対象者

次に該当するかた

- ① 身体障害者手帳をお持ちのかたで、屋外での活動に著しい困難を伴う視覚障害者（児）、全身性障害者（児）及びこれに準ずるかた
- ② 療育手帳をお持ちのかた
- ③ 知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定されたかた
- ④ 医師により発達に障がいがあると診断されたかた
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
- ⑥ 障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定を受けているかた、又はこれに準ずるとして市長が認めたかた

内容

地域での自立生活及び社会参加のための外出の際に移動の支援が受けられます。

注意点

- ① 1割の自己負担が発生します。
- ② 通勤など経済活動のための外出や、通年かつ長期にわたる外出などには利用できません。

7 地域活動支援センター

内容

障がいのあるかたが通い、創作的活動や社会との交流の促進などを目的とした施設を運営しています。

◎埼玉北障害者地域活動支援センター（I型）

ふれんだむ（精神障害）

所在地：宮代町中央2-4-28 田口ビル1階

電話：0480-53-4571

* 名称のあとのカッコ内は、利用できる障がい区分です。

8 その他のサービス

(1) 日中一時支援

事業所一覧は40ページ参照

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
なお、手帳をお持ちでない場合でも、下記の事項に該当されている
場合は対象となります。

- ① 更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定されたかた
- ② 医師により発達障害があると診断されたかた
- ③ 障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定を受けている
かた又はこれに準ずる者として市長が認めたかた

内容 障害福祉サービス事業所等において、利用者のかたに日中活動の場を
提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支
援が受けられます。

注意点 ① 1割の自己負担が発生します。
② 介護保険によるサービスが受けられるかたについては、介護保
険からの給付が優先となります。

(2) 訪問入浴サービス

対象者 身体に障がいがあり、独力又は家族の介護のみでは入浴できないかた

内容 月4回を基準として移動入浴車によるサービスを提供します。

注意点 ① 1割の自己負担が発生します。
② 介護保険によるサービスが受けられるかたについては、介護保
険からの給付が優先となります。



(3) 更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付

内容 身体障害者更生援護施設等に入所されているかたが効果的に訓練を
受けるため、更生訓練の経費を支給します。

また、訓練を終了した更生援護施設入所者等の社会復帰を促進する
ため、就職支度金として1回36,000円を支給します。

(4) 知的障害者職親委託制度

対象者 知的障害者更生相談の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者のかた

内 容 一定の期間（一年間）職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって就職に必要な訓練を行います。

(5) 社会参加の促進

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた及びボランティアなどに興味のあるかた

内 容 スポーツ、レクリエーション活動への参加促進や手話奉仕員養成研修など、障がいのあるかたの社会参加をサポートします。

第7章 児童福祉法による障害児通所支援

障がい児や難病のある児童へ、児童発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などのサービスが提供されます。

◎通所支援

1 児童発達支援

事業所一覧は37、38ページ参照

対象者 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学のかた

内容 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

2 医療型児童発達支援

対象者 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められたかた

内容 児童発達支援及び治療を行います。

3 居宅訪問型児童発達支援

対象者 重度の障害により児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難で、居宅に訪問し、日常生活における必要な訓練を受ける必要があると認められたかた

内容 対象者の居宅に訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

4 放課後等デイサービス

事業所一覧は37、38ページ参照

対象者 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められたかた

内容 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

5 保育所等訪問支援

事業所一覧は37、38ページ参照

対象者 保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められたかた

内容 児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

◎障害児相談支援

対象者 障害児通所支援の申請、変更の申請をする保護者

内容 障がい児及び保護者に対して、サービス利用計画を作成し、また、定期的にモニタリングを行います。

障害児通所支援の自己負担額については、所得等に応じた負担上限月額が設けられています。

第8章 税の控除・減免

1 所得税の障害者控除

対象者 納税者又はその同一生計配偶者や扶養親族に次のような心身の障がいがある場合

- ① 1級・2級の身体障害者手帳をお持ちのかた
- ② ④・Aの療育手帳をお持ちのかた
- ③ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
- ④ 3級～6級の身体障害者手帳をお持ちのかた
- ⑤ B・Cの療育手帳をお持ちのかた
- ⑥ 2級・3級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

内容 ①～③に該当するかたは40万円(同居の同一生計配偶者や同居の扶養親族が①～③に該当するかたは75万円)、④～⑥に該当するかたは27万円が所得金額から控除されます。また、①～⑥以外のかたでも障害者控除の対象となることがあります。

問合せ 春日部税務署 TEL：048-733-2111
(ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当者へお問い合わせください。)

2 住民税の障害者控除

対象者 上記1の「所得税の障害者控除」と同一

内容 上記1の①～③に該当するかたは30万円(同居の同一生計配偶者や同居の扶養親族が上記1の①～③に該当するかたは53万円)、上記1の④～⑥に該当するかたは26万円が所得金額から控除されます。

なお、障がい者本人の所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。また、①～⑥以外のかたでも障害者控除の対象となることがあります。

問合せ 白岡市税務課

3 相続税の障害者控除

- 対象者** 次のすべてに当てはまるかた
- ① 相続や遺贈で財産を取得した時に日本国内に住所があるかた（一時居住者で、かつ、被相続人が一時居住被相続人又は非居住被相続人である場合を除きます。）
 - ② 相続や遺贈で財産を取得した時に障がい者であるかた
 - ③ 相続や遺贈で財産を取得した人が法定相続人（相続の遺棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）であること。

内容 その障がい者が満85歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額が障害者控除額となります。特別障害者の場合は1年につき20万円となります。また、障害者控除額がその障害者本人の相続税額より大きい場合、控除額の全額が引ききれないことがあります。この場合、その引ききれない部分の金額をその障害者の扶養義務者の相続税から差し引きます。

問合せ 春日部税務署 TEL：048-733-2111

4 自動車関係税の減免

(1) 自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免

減免できる自動車・軽自動車

- ① 心身に障がいのあるかた又はこれらのかたと生計を同一にしているかたが所有する自動車・軽自動車で、障がい者本人又は障がい者と生計を同一にしているかたが運転し、障がい者の通院、通学、通所等のために使用する場合
- ② 心身に障がいのあるかたのみで構成される世帯の障がい者が所有する自動車・軽自動車で、障がい者を常時介護するかたが運転し、障がい者の通院、通学、通所等のために使用する場合

内容 埼玉県内に居住し、心身に障がいのあるかたのために使用する自動車・軽自動車（個人名義の自家用自動車に限る。）で一定の要件を満たす場合は、障がい者1人につき1台に限り自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免を受けることができます。

- 注意点**
- ① 障がい名が「脳梗塞による左上肢機能、左下肢機能障害」というような複数の障がいがある場合は、障がいの区分ごとに級（上肢〇級、下肢〇級）を確認する必要があるため、福祉課で障害区分証明書の交付を受けてから、自動車税事務所にて手続きを行ってください。
 - ② 他の都道府県のナンバー、法人名義、事業用及びリース車は減免の対象となりません。

- ③ 自動車税（種別割）については、申請時期によって減免額が異なります。
- ④ 自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）については、登録の日から30日以内に申請する必要があります。

- 申請先**
- ◎ 4月1日現在で所有している自動車：県税事務所又は自動車税事務所・同支所
 - ◎ 年度途中で取得した自動車：自動車税事務所・同支所

(2) 軽自動車税（種別割）の減免

減免できる軽自動車

- ① 心身に障がいのあるかた又はこれらのかたと生計を一にしているかたが所有する軽自動車で、障がい者本人又は障がい者と生計を一にしているかたが運転し、障がい者の通院、通学、通所等のために使用する場合
- ② 心身に障がいのあるかたのみで構成される世帯の障がい者が所有する軽自動車で、障がい者を常時介護するかたが運転し、障がい者の通院、通学、通所等のために使用する場合

* 上記(1)の自動車税（種別割）を受けているかたは除く。

内 容 障がい者1人につき1台に限り軽自動車税（種別割）が減免されます。納税通知書に記載された納期限までに手続を行ってください。

申請先 白岡市税務課



第9章 経済的援助

1 特別児童扶養手当

対象者 精神又は身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てているかた

ただし、障がい児が施設入所中や障がいを支給事由とした年金を受給している場合は除きます。

内容 手当額：1級（重度）月額53,700円
2級（中度）月額35,760円

* 本人又は家族に一定の所得がある場合は、支給停止となります。

問合せ 白岡市こども保育課

2 特別障害者手当等

(1) 特別障害者手当

対象者 20歳以上であって、心身に重度の障がいがあり日常生活において常時特別介護を必要とされるかた

ただし、施設入所中や病院に3か月以上入院しているかたは除きます。

内容 手当額：月額27,980円

(2) 障害児福祉手当

対象者 20歳未満であって、身体障害者手帳の1級・2級（一部）のかた、療育手帳[㊤]のかた、常時介護を必要とされる精神障害者その他同程度のかた

ただし、障がいを支給事由とする年金を受給しているかた及び施設入所中のかたは除きます。

内容 手当額：月額15,220円

☆ (1)・(2)の手当については、3か月分まとめて2月・5月・8月・11月に支払となりますが、本人又は家族に一定の所得がある場合は、支給停止となります。

☆ 手当の対象者・内容の詳細につきましては、別途配布させていただく埼玉県作成のリーフレットをご参照ください。

3 在宅重度心身障害者手当

対象者 施設に入所していないかたで、次の項目に該当するかた（65歳以上で新たに障がい者手帳を取得されたかたは、支給対象外となります。）

- ① 1級・2級の身体障害者手帳をお持ちのかた
- ② ④～Bの療育手帳をお持ちのかた
- ③ 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
- ④ ①～③と同程度のかた
- ⑤ 超重症心身障害児と市長に認められたかた

内 容 手当額：月額5,000円（申請日の翌月から該当になります。）
手当は4月分～9月分を9月に、10月分～3月分を3月に支給いたします。

* 前年の所得により市町村民税が課税されているかた、上記2(1)の「特別障害者手当」又は2(2)の「障害児福祉手当」を受給中のかたは、支給停止となります。

4 心身障害者扶養共済制度

対象者 心身障がい者の保護者で、次の要件に該当されるかた

- ① 加入者（保護者）の年齢が4月1日時点で65歳未満であること。
- ② 加入時に埼玉県内に住んでいること。
- ③ 加入者は、特定の疾病等がなく、生命保険に加入できる健康なかた

内 容 加入者が死亡又は重度の障がい状態になった場合、扶養する障がい者に年金が支給されます。

障がい者が死亡したときは、加入期間に応じ、弔慰金が支給されます。

* 共済制度のため、加入者は掛け金を納める必要があります。

5 児童扶養手当

対象者 父又は母に一定の障がいがある18歳未満の子どもを育てている母又は父で、その子どもが父又は母に支給される公的年金の加算対象になっていないかた

内 容 手当額：月額10,410円～44,130円
（子ども1人の場合）

* 本人又は家族に一定の所得がある場合は、支給停止となります。

問合せ 白岡市こども保育課

6 障害年金

(1) 障害基礎年金

- 対象者** 次の要件に該当されるかた
- ① 国民年金加入中や20歳前に、障がいの原因となる病気・けがについて初めて医師の診療を受けたかた
 - ② 初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日（障害認定日）に障がいの状態が国民年金法施行令で定める1級・2級に該当しているかた
 - ③ 障害認定日に該当しなくても、65歳になるまでに病状が悪化し、1級・2級の障がいの状態になったかた

内 容 年金額（令和5年度） 1級993,750円
2級795,000円

問合せ 白岡市保険年金課
春日部年金事務所 TEL：048-737-7112

(2) 障害厚生年金

- 対象者** 次の要件に該当されるかた
- ① 厚生年金加入中に、障がいの原因となる病気・けがについて初めて医師の診療を受けたかた
 - ② 初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日（障害認定日）に障がいの状態が国民年金法施行令で定める1級・2級、又は厚生年金法施行令で定める障害3級・障害手当金に該当しているかた

内 容 年金額：報酬比例の年金額に一定の率をかけた額

問合せ 春日部年金事務所 TEL：048-737-7112

6(1)の「障害基礎年金」、6(2)の「障害厚生年金」ともに、年金保険料の納付状況により受給できない場合があります。

参 考 上記とは別に、共済組合加入中に初診日のある傷病で請求できる「障害共済年金」があります。お勤め先や、各共済組合にお問い合わせください。

(3) 特別障害給付金

対象者 ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者のいずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がいにかたに該当するかた。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態にかたに該当されたかたに限られます。

内容 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金や障害厚生年金等が受給できない障がい者にかたに支給されます。
支給額（令和5年度）

障害基礎年金1級相当にかた 月額53,650円

障害基礎年金2級相当にかた 月額42,920円

問合せ 白岡市保険年金課
春日部年金事務所 TEL：048-737-7112

7 診断書料助成

対象者 生活保護受給又は市町村税非課税世帯にかたで、次のいずれかの申請の際に診断書を必要とされたかた

- ① 身体障害者手帳の交付（又は程度変更）申請
- ② 自立支援医療費（精神通院医療）の給付申請
- ③ 補装具の交付（又は修理）申請
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付申請

内容 診断書（意見書）の文書料について、限度額5,000円の範囲内で助成されます。

第10章 資料編

1 関係機関（官公庁）

名 称	所在地	電話番号
白岡市健康福祉部福祉課 白岡市福祉事務所 白岡市健康福祉部高齢介護課	白岡市千駄野432	0480-92-1111
白岡市健康福祉部健康増進課 (白岡市保健センター)	白岡市千駄野445	0480-92-1201
白岡市社会福祉協議会	白岡市千駄野445	0480-92-1746
埼玉県東部中央福祉事務所	春日部市大沼1-76	048-737-2132
埼玉県中央児童相談所	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222
埼玉県幸手保健所	幸手市中1-16-4	0480-42-1101
埼玉県立精神保健福祉センター	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1111
埼玉県自動車税事務所春日部支所	春日部市増戸752-5	048-763-4111
埼玉県自動車税事務所大宮支所	さいたま市西区中釘2152	048-623-0600
久喜警察署	久喜市上早見154	0480-24-0110
春日部年金事務所	春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4F	048-737-7112
埼玉東部消防組合	久喜市上早見396	0480-21-0119
白岡消防署	白岡市寺塚162-1	0480-92-1800

2 障がい者福祉関係機関

(1) 障害福祉サービス事業所一覧（県指定順）

名 称	設置／運営主体	提供サービス	所在地	電話番号
太陽の里	社会福祉法人 みぬま福祉会	生活介護 施設入所支援 短期入所	〒349-0217 小久喜 450	93-1101
クローバー	特定非営利活動法人 みのり	生活介護	〒349-0203 下大崎 294-1	97-0033
白岡市立ありの実館	白岡市／社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会	就労継続支援B型	〒349-0218 白岡 805-2	92-4968
白岡市立東ありの実館	白岡市／社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会	就労継続支援B型	〒349-0222 爪田ケ谷 52-3	92-7940
白岡太陽の家にじ	社会福祉法人 みぬま福祉会	生活介護	〒349-0205 西 2-18-6	92-7686
めぐみの里	特定非営利活動法人 めぐみの里	就労継続支援B型	〒349-0203 下大崎 1274-1	53-6933
いなほの福祉支援ショ ートステイ	社会福祉法人 白岡白寿会	短期入所	〒349-0215 千駄野 663-1	90-5557

(2) 障害児通所事業所一覧（県指定順）

名 称	設置／運営主体	提供サービス	所在地	電話番号
放課後等デイサービス ばくの樹	特定非営利活動法人 共に・ばくの会	放課後等デイサービス	〒349-0217 小久喜 842-5	53-4788
みつばち	特定非営利活動法人 みのり	放課後等デイサービス	〒349-0203 下大崎 317-3	97-0977
タイムこどもデイサー ビスめろでい	社会福祉法人 たいむ共生会	放課後等デイサービス	〒349-0204 篠津 1875-3	90-4445
児童発達支援事業所 だいちの園ひこべえ	合同会社 G r o w	児童発達支援 保育所等訪問支援	〒349-0224 彦兵衛 195-3	37-7805
げんき広場	株式会社 B o n e D e s i g n	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒349-0205 西 7-9-17 101 号室	53-5533
こぱんはうすさくら 新白岡駅前教室	エイキッズ 株式会社	児童発達支援 放課後等デイサービス	〒349-0212 新白岡 4-14-5 ルネ・アイン 101	90-5566

児童発達支援センター だいちの園しらおか	合同会社 Grow	児童発達支援 保育所等訪問支援	〒349-0218 白岡 1025-1	53-6075
そらきっず	株式会社 クリエ	放課後等デイサービス	〒349-0218 白岡 1025-1	53-4002
コペルプラス 新白岡教室	株式会社 コペル	児童発達支援	〒349-0212 新白岡 4-6-13 ルネ新白岡駅 前 107 号室	38-6946

(3) 計画相談支援事業所一覧（市指定順）

名 称	設置/運営主体	所在地	電話番号
埼玉葛北障害者生活支援センター たいよう	社会福祉法人 みぬま福祉会	〒349-0212 新白岡 7-14-14 ホープ館 102	48-7731
相談支援 はらっぱ	特定非営利活動法人 みのり	〒349-0203 下大崎 317-3	97-0033
相談支援事業所 ばくの輪	特定非営利活動法人 共に・ばくの会	〒349-0217 小久喜 842-5	53-4788
いちょうの木 特定相談支援	特定非営利活動法人 白岡 町支援 いちょうの木	〒349-0221 上野田 55-4	91-6211

(4) 一般相談支援事業所一覧（県指定）

名 称	設置/運営主体	提供サービス	所在地	電話番号
埼玉葛北障害者生活支援センター たいよう	社会福祉法人 みぬま福祉会	地域移行支援 地域定着支援	〒349-0212 新白岡 7-14-14 ホープ館 102	48-7731

(5) 共同生活援助事業所（グループホーム）一覧（県指定順）

名 称	設置/運営主体	所在地	電話番号
こころ寮	特定非営利活動法人 むつわ会	〒349-0205 西 6-8-22	91-2255
サンフラワー	社会福祉法人 みぬま福祉会	〒349-0217 小久喜 843-2	048- 769-8800
第二サンフラワー	社会福祉法人 みぬま福祉会	〒349-0217 小久喜 843-9	048- 769-8800
かるがも工房	特定非営利活動法人 かるがも工房	〒349-0217 小久喜 1344-3	53-5422
かるがも工房青空	特定非営利活動法人 かるがも工房	〒349-0215 千駄野 1338-5	53-5422
ふわふわ白岡	株式会社 恵	〒349-0218 白岡 1006-1	48-5140

(6) 訪問系サービス事業所一覧（県指定順）

名 称	設置/運営主体	提供サービス	所在地	電話番号
白岡市社会福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会	居宅介護 重度訪問	〒349-0215 千駄野 445 はびすしらお か1階	92-1746
彩和介護サービス	昭和タクシー 有限会 社	居宅介護 重度訪問	〒349-0217 小久喜 552-9	91-0437
パレット	合同会社 福祉サービ ス協会	居宅介護 重度訪問 行動援護 同行援護	〒349-0218 白岡 950-9	48-7878
ヘルパーステーション一番山車	有限会社 トータルフ ード和楽	居宅介護	〒349-0204 篠津 1926-3	53-7893
訪問介護あずき	株式会社 ストリーム ライン	居宅介護 重度訪問	〒349-0217 小久喜 1092-2	92-0066
いなほの居宅介護	社会福祉法人 白岡白寿会	居宅介護 重度訪問 同行援護	〒349-0215 千駄野 663-1	90-5174
余暇支援事業所 あそBo	合同会社 Grow	行動援護	〒349-0218 白岡 1025-1	53-6075

(7) 地域生活支援事業実施事業所一覧（市指定順）

名 称	設置/運営主体	提供サービス	所在地	電話番号
白岡市社会福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会	移動支援	〒349-0215 千駄野 445 はびすしらお か1階	92-1746
彩和介護サービス	昭和タクシー 有限会 社	移動支援	〒349-0217 小久喜 552-9	91-0437
パレット	合同会社 福祉サービ ス協会	移動支援	〒349-0218 白岡 950-9	48-7878
太陽の里	社会福祉法人 みぬま福祉会	日中一時支援	〒349-0217 小久喜 450	93-1101
白岡市障害者デイサービスセンター	白岡市/社会福祉法人 みぬま福祉会	日中一時支援	〒349-0215 千駄野 445 はびすしらお か1階	93-0201
日中一時支援 クローバー	特定非営利活動法人 みのり	日中一時支援	〒349-0203 下大崎 294-1	97-0033

(8) 埼玉北地区障がい者相談支援機関


- ◎ 埼玉北地区の5市町（白岡市・蓮田市・幸手市・宮代町・杉戸町）が共同で「埼玉北地区地域自立支援協議会」を設置し、障がいのあるかたが「自分らしく、地域で安心して暮らす！働く！」を応援します。

名 称	設置／運営主体	業務内容	所在地	電話番号
埼玉北障害者生活支援センター たいよう	埼玉北地区5市町／ 社会福祉法人 みぬま 福祉会	知的障害者・身体障害者の生活に関する相談	〒349-0212 新白岡 7-14-14 ホープ館 102	48-7731
埼玉北障がい者生活支援センター ふれんだむ	埼玉北地区5市町／ 社会福祉法人 じりつ	精神障害者の生活に関する相談	〒345-0821 宮代町中央 2- 207	36-2600
埼玉北障害者生活支援センター ひらの	埼玉北地区5市町／ 社会福祉法人 平野の 里	知的障害者の生活に関する相談	〒340-0141 幸手市平野 920	48-2113
久喜市障がい者就労支援センター	久喜市	就労と生活の総合的な支援（白岡市在住のかたも対応可）	〒346-0011 久喜市青毛 753	21-3400
埼玉北障害者就業・生活支援センター	社会福祉法人 啓和会	就業及び就業に伴う生活に関する指導・助言、就業準備訓練のあっせん	-1 ふれあい センター久喜 内	
埼玉北地区基幹相談支援センター トロンコ	埼玉北地区5市町／ 埼玉北地区基幹相談支援センター共同企業体	主に事業所などからの相談を受ける相談支援体制の中核機関	〒349-0215 千駄野 445	48-5047
埼玉北地区地域生活支援拠点 オリーブ	埼玉北地区5市町／ 埼玉北地区地域生活支援拠点共同企業体	障がいのあるかたの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図る機関	はびすしらお か1階	48-7285


3 障がい者に関するマーク

シンボルマーク	マークの名称 (上段)	マークの概要、使用方法など
	関係団体・機関 (下段)	
	障がい者のための国際シンボルマーク	<p>このマークは、障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。</p> <p>マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>なお、このマークは、すべての障がい者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障がい者を限定し使用されるものではありません。</p> <p>※ <u>車に貼る場合、道路交通法上の規制を免れるものではありませんので、ご注意ください。</u></p>
	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	
	盲人のための国際シンボルマーク	<p>このマークは、世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通のシンボルマークです。</p> <p>このマークの付いた歩行者用信号ボタンがある横断歩道では、信号時間が長めに調整されています。</p>
	世界盲人連合	
	聴覚障害者のシンボルマーク (国内：耳マーク)	<p>このマークは、聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱しています。</p> <p>目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。</p>
	(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	
	「ハート・プラス」マーク	<p>このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。</p> <p>身体に「内部障害・内臓疾患」というハンディキャップがあっても外見では判らず、まだ社会に十分に理解されていません。そのようなかたの存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために広く利用を呼びかけています。</p>
	内部障害者・内臓疾患の暮らしについて考えるハート・プラスの会	

シンボルマーク	マークの名称 (上段)	マークの概要、使用方法など
	関係団体・機関 (下段)	
	オストメイトマーク	<p>このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有するかた）を示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。</p> <p>オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。</p> <p>なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。</p>
	社団法人日本オストミー協会	
	身体障害者補助犬（ほじょけん）啓発マーク	<p>このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。</p> <p>補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。</p> <p>不特定多数のかたが利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入が義務づけられています。</p>
	厚生労働省 社会・援護局	
	身体障害者標識（四つ葉のクローバーマーク）	<p>このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたは、その障がいがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。</p> <p>なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p>
	各警察署 交通安全協会	
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	<p>このマークは、政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。</p> <p>政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されているかたは、このマークを必ず表示しなければなりません。</p> <p>なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p>
	各警察署 交通安全協会	

シンボルマーク	マークの名称 (上段)	マークの概要、使用方法など
	関係団体・機関 (下段)	
	ヘルプマーク	<p>このマークは、義足や人工関節を使用しているかた、内部障がいや難病のかた、又は妊娠初期のかたなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としているかたがたが、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。</p> <p>※ 発達障害をはじめ、感覚過敏によってマスクの着用が困難なかたも利用されています。</p>
	東京都福祉保健局	

4 ヘルプカード

<p>ヘルプカード</p> <p>あなたの支援が 必要です。</p> <p> 白岡市</p>	<p>障がい名・病名()</p> <p>通院先 病院</p> <p>電話 - -</p> <p>服薬(有・無)</p> <p>とねっと加入(有・無)</p>
<p>記入年月日(年 月 日)</p> <p>氏名</p> <p>住 所</p> <p>生年月日 T・S・H 年 月 日</p>	<p>配慮してほしいこと</p> <p><input type="checkbox"/> ()が不自由です。</p> <p><input type="checkbox"/>人工透析をしています。</p> <p><input type="checkbox"/>ペースメーカーを使用しています。</p> <p><input type="checkbox"/>パニックになることがあります。</p> <p>※理由()</p> <p>※落ち着くには()</p>
<p>第1連絡先()</p> <p>電話 - -</p> <p>携帯 - -</p> <p>第2連絡先()</p> <p>電話 - -</p> <p>携帯 - -</p> <p>第3連絡先()</p> <p>電話 - -</p> <p>携帯 - -</p> <p>災害時の家族の集合場所 ()</p>	<p><input type="checkbox"/>アレルギーがあります。</p> <p>※内容()</p> <p><input type="checkbox"/>コミュニケーションが苦手です。</p> <p><input type="checkbox"/>簡単な言葉で説明してください。</p> <p><input type="checkbox"/>筆談で伝えてください。</p> <p><input type="checkbox"/>移動の際は介助してください。</p> <p>※内容()</p>
<p>あなたの支援が 必要です。</p> <p>カードの中身を確認してください。</p>	<p><input type="checkbox"/>その他配慮してほしいことが次のとおりあります。</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

このカードは、災害発生時等において支援や配慮を必要とするかたが、あらかじめ氏名、連絡先、障がい名、病名、配慮が必要な事項を記載し、所持することにより、緊急時や避難所等において迅速な支援を行うために作成したものです。

必要なかたは、書式を市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記入して携行してください。

白岡市ヘルプカード



5 ～安心安全メールの登録方法～

● 安心安全メールを登録するための3つの手段

1. QRコードを読み取り、空メールを送信する。
2. URL (<https://service.sugumail.com/shiraoka/>) へアクセスし、空メールを送信する。
3. 空メール (t-shiraoka@sg-m.jp) を送信する。

[QRコード]

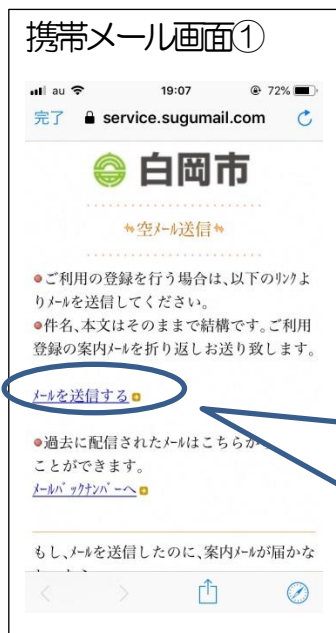


(手段1, 2)

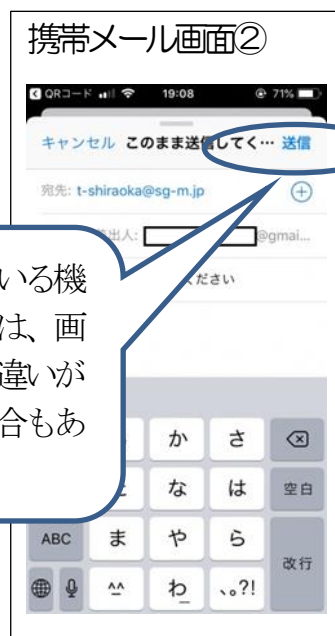
(手段1, 2, 3共通内容)

- 空メールを送信すると次のメールを受信します。
- メールアドレスが仮登録されました。
メール文中のURLにアクセスしてください。
- 空メールを送信する画面に切り替わりました。
空メールを送信してください。

45



クリックすると仮登録完了のメールが届きます。



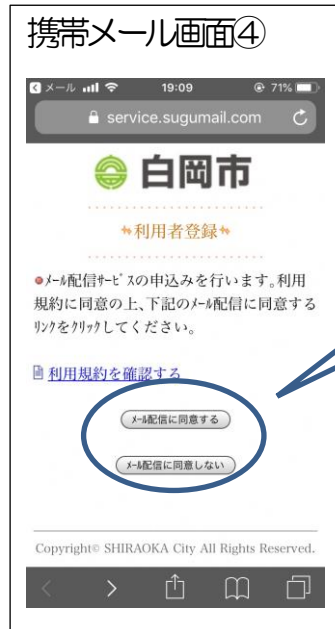
利用されている機種によっては、画面の内容に違いが発生する場合があります。



本登録へのURLをクリックしてください。

次のページへ続く

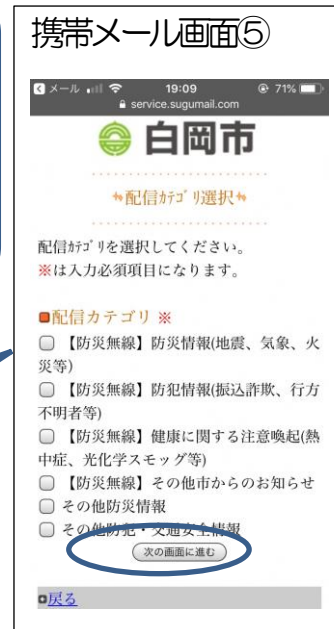
- 仮登録されたアドレスで URL にアクセスすると下の画面に切り替わります。
- 利用規約を確認し、メール配信に同意される方は「同意する」をクリックしてください。



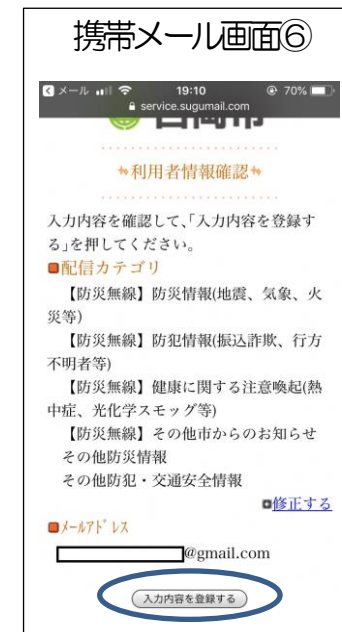
利用規約に同意
いただいた後
に、配信される
情報の選択を行
います。

配信希望の情報
をチェックして
ください。

- 配信を希望される情報を選択したのちに、「次の画面に進む」をクリックしてください。



- 最後に、配信を希望される情報の確認してください。
- 内容に誤りがなければ、「入力内容を登録する」をクリックしてください。
- 登録が完了しました。



迷惑メール対策機能について

- 本システムから送信されるメールの送信アドレスは、anshin@city.shiraoka.lg.jpです。
(登録時の空メール送信先アドレスとは異なるので注意)
- 迷惑メール対策機能を利用している場合は、各自が契約している携帯電話キャリアの設定内容の確認をお願いします。必要に応じて、上記送信アドレスを指定受信リストに登録することで、受信可能となる場合がありますので、ご確認ください。

災害情報の集めかた

防災行政無線で聞く

放送内容が聞きとりにくいときの確認方法

防災行政無線テレホンサービス

音声で放送内容を聞くことができます。

TEL 0120-055-757
白岡市公式ホームページ

放送内容を掲載しています。

URL <http://www.city.shiraoka.lg.jp/>

白岡市公式ツイッター(@shiraokasaitama)

放送内容や、その他市からのお知らせなどを掲載しています。

メールで受け取る

白岡市安心安全メール(事前登録が必要です)

防災行政無線の放送内容や、その他白岡市からのお知らせなどを配信しています。

【登録方法】

1. 携帯電話に右記QRコードを読込ませることで、仮登録サイトに入ることができます。
2. 登録ページがリンクされたメールが自動で返信されます。
3. そのリンクにアクセスした後、登録画面で、配信を希望するメールアドレス・配信希望カテゴリを入力して登録してください。



緊急速報メール(事前登録不要)

緊急情報を、緊急速報メールに対応した携帯電話・スマートフォンに配信します。白岡市が配信する避難情報などのほか、白岡市を含む地域に気象特別警報が発令された場合や、河川の水位が上昇し、災害の危険性が高まった場合などにも配信されます。

白岡市障がい者施策の基本理念

ともに生き ともに支え合うまちに



白岡市 健康福祉部 福祉課 障がい者福祉担当

〒349-0292

埼玉県白岡市千駄野432番地

TEL 0480-92-1111 (内線162~165)

FAX 0480-93-5037

E-mail fukushi@city.shiraoka.lg.jp